省　令

○総務省令第六十二号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十七日

総務大臣　山本　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三百十一条第六項第九号中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改める。

附　則

この省令は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

○総務省令第六十三号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の(十八)の項の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十七日

総務大臣　山本　早苗

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中七十一の項を七十二の項とし、五十九の項から七十の項までを一項ずつ繰り下げ、

(五十八)　メタホウ酸バリウム	

を

(五十八)　メタホウ酸バリウム	
(五十九)　ピロカテコール及びこれを含有する製剤	

に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第二十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月十七日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

第一号の表四百七十八号の項中

宮津市から京都府船井郡京丹波町才原野田まで	
京都府船井郡京丹波町須知岩山から同府久世郡久御山町まで	

を

宮津市から京都府久世郡久御山町まで	

に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年七月十八日から施行する。

○法務省告示第三百八十二号

名古屋市中村区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年七月十七日

法務大臣　上川　陽子

名古屋市中村区日比津町字三之郷百三十九番地

古橋仙太郎

○外務省告示第二百五十三号

平成二十七年七月一日にラバトで、円借款の供与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の平成二十年三月二十六日付けの交換公文に従って国営水道公社（当時）に供与されることになった地方給水計画（Ⅲ）の実施に係る円貨による借款の支出期間が国営電力・水道公社と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十年七月二十四日まで延長される旨の口上書の交換が、モロッコ王国政府との間に行われた。

平成二十七年七月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十四号

昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書」の附属書Ⅰ第三章第二十七規則の一部は、議定書第六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十六年七月一日に効力を生じた。

（平成二十六年六月十一日付け国際海事機関事務局長通知）

平成二十七年七月十七日

外務大臣　岸田　文雄

(11)(b)(iv)第一段を次のように改める。

「各種類の消耗品及び貯蔵品を収容するために設けられたタンク及び場所については、船舶の合計容積の五十パーセントまで積載されていること。」

(11)(b)中(vi)を(vii)とし、(v)を(vi)とし、(iv)の次に次のように加える。

(v)　バラスト水タンクについては、通常空であると仮定し、自由表面による影響についての補正は、行わない。

新たな(11)(b)(vi)を次のように改める。

(vi)　自由表面の代替的な取扱いについては、(12)に規定する損傷の適用のための最終条件を作成する際に考慮することができる。

(aa)　第一方式（仮想の補正に適しているもの）　初期条件のための仮想の重心の高さは、次に定めるところに従って決定する。

i　積載の条件は、(i)から(iv)までの規定に従って作成する。

ii　自由表面の補正は、重心の高さに加える。

iii　全ての区画室を空とする一の仮想の初期条件は、iに規定する積載の条件における重心の高さを使用し、等喫水を用いた夏期満載喫水線により作成する。

iv　損傷については、iiiに規定する初期条件を使用し、損傷時復原性の基準に従って確認する。

(bb)　第二方式（損傷の場合において浸水すると仮定されたタンクに応じて、実際の自由表面モーメントを使用することに適しているもの）　初期条件のための仮想の重心の高さは、次に定めるところに従って決定する。

i　積載の条件は、(i)から(iv)までの規定に従って作成する。